

新座市受援計画

令和 7 年 3 月

新座市

はじめに

我が国の防災対策は、１９５９年９月に発生した伊勢湾台風を受けて制定された災害対策基本法等、過去の災害教訓の上に成り立っている。

１９９５年１月に発生した阪神・淡路大震災や２０１１年３月に発生した東日本大震災のような巨大災害においては、庁舎や職員等が被災することで、行政機能の喪失や市町村単独で対応できる限界を超え、機能不全に陥った事例が報告されている。

また、２０２４年１月に発生した能登半島地震では、応援に入った団体が利用可能な宿泊施設が限定され、活動拠点の確保が困難であったという事例も報告されている。

本市は、首都直下地震緊急対策区域に指定されており、「新座市地域防災計画」では市域で最大震度６強を見込んでいるが、実際に発災した場合、避難者の対応や住家の被害認定調査等、大変厳しい災害対応が想定される。

こうした中でも住民の生命・財産を守るとともに、被害を最小限に留めるためには、国や都道府県その他、被災地外の地方公共団体や防災関係機関からの外部支援の受入れが必要不可欠であることから、円滑に応援を受け入れ、一刻も早く市民生活の回復に努めることが重要である。

また、近年では、被災地を応援する取組が活発になっているが、一方で、あまりに多くの団体が多様な形態で応援に入るため、被災地方公共団体においてその全体が把握しきれず、結果としての的確な依頼ができないなど、戸惑いが生じている。

このようなことを踏まえ、受援体制、支援の受入れが想定される業務、人的・物的支援対応、手続等を整理し、国や埼玉県の計画に適合しつつ、実態に即した「新座市受援計画」を令和３年３月に策定した。

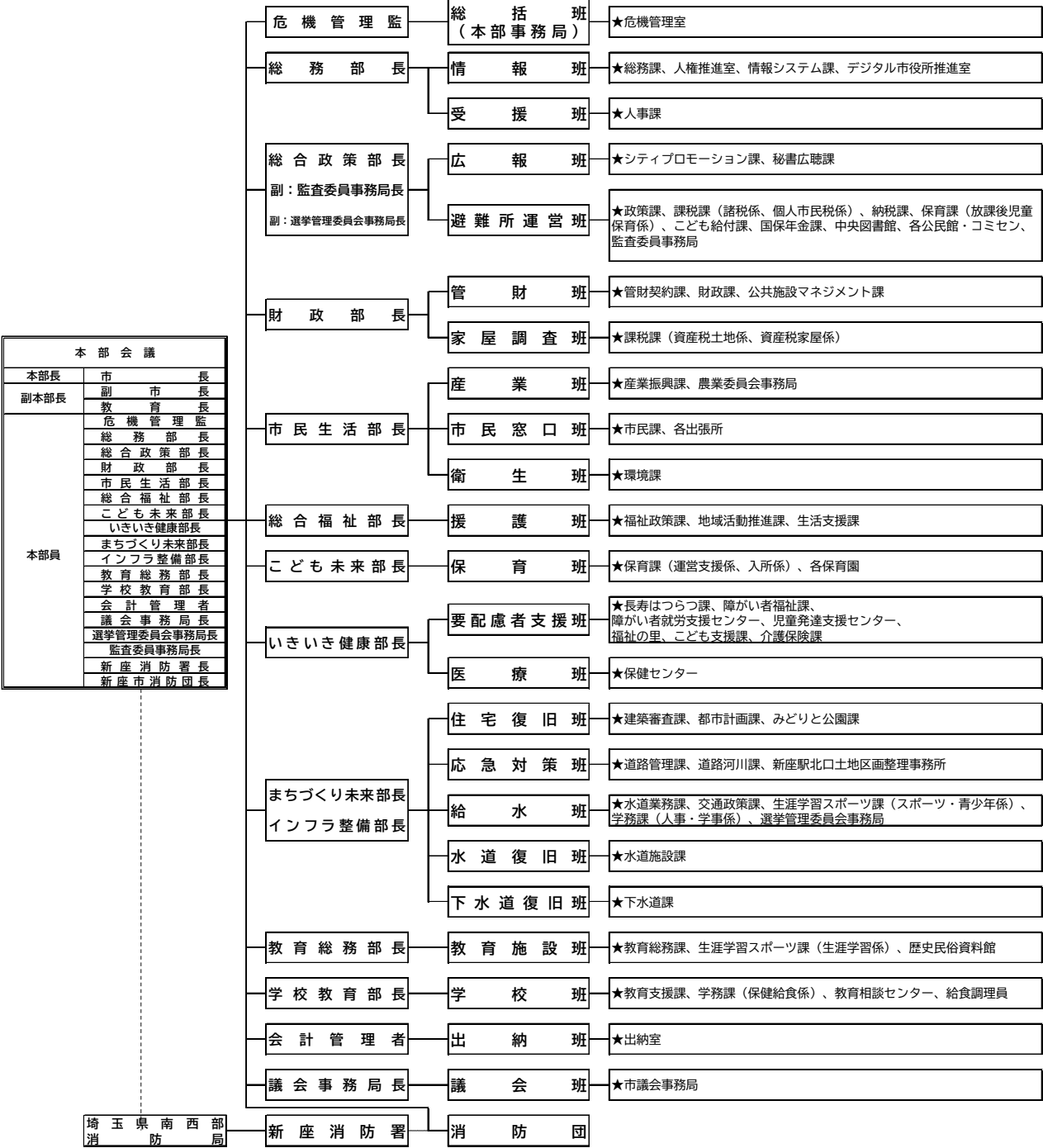
また、令和７年３月の見直しでは、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた事項等を計画内に反映している。

なお、本計画は発災からおおむね１か月程度の初動期・応急対応期及び復旧期（初期）の「応援（短期派遣）」を対象とし、復旧・復興期を対象とした、地方自治法に基づく「中長期派遣」は原則対象としない。

災害対策本部組織図

※令和 7 年 3 月時点

非常体制（災害対策本部事務局）組織表 ★印は、班長課を示す。



埼玉県南西部
消防局

目 次

本編

第1章 総論

1 目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 本計画の基本的な考え方	2
4 応援を受け入れる上での心構え・ポイント	2
5 受援対象範囲	3
6 計画の発動	4
7 新座市が締結している相互応援協定	5
8 応援要請の根拠となる法令等	6

第2章 受援体制

1 基本的事項	7
2 体制及び担当業務	8
3 受援対象業務の選定	10
4 応援団体に対する後方支援	10
5 費用負担	11
6 長期化への対応	12
7 防災拠点	12

第3章 人的支援の受入れ

受入体制	14
------	----

A プッシュ型支援

1 基本的事項	14
2 応援部隊等の概要	16
3 応援部隊等の受入れ	18
4 保健医療救護活動	19

B プル型支援

1 基本的事項	20
2 受援対象業務	20
3 応援職員の受入れ	21

第4章 物的支援の受入れ

1 基本的事項	26
2 地域内輸送拠点の開設・運営	28
3 物資の輸送体制	30

4 義援物資等の取扱い	32
-----------------------	----

第5章 その他の支援の受入れ

1 ボランティアとの連携	33
2 海外からの支援	35
3 その他団体（協定を締結していない団体等）からの支援	35

第6章 受援力向上のための平時からの取組

1 基本的事項	36
2 受援計画の策定・見直し	36
3 訓練の実施	36
4 災害時協定の見直し・拡充	36
5 人的・物的支援の資源管理	36

資料編

第1章 総論

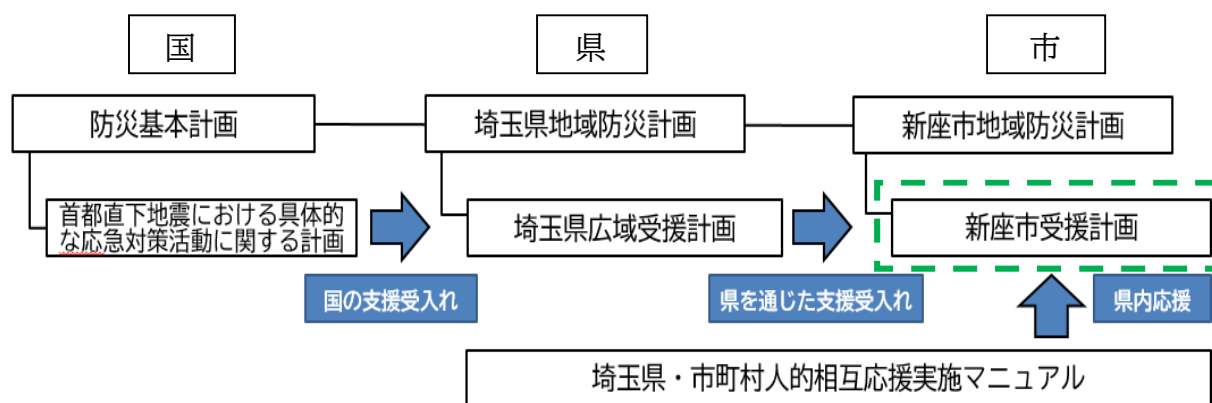
1 目的

本市は、大規模災害発生時、庁舎や職員が被災した場合においても市民を保護する責務を有している（災害対策基本法第5条）。膨大な復旧業務を行うに当たり、外部からの応援は必要不可欠なものとなる。

新座市受援計画（以下「本計画」という。）を策定し、見直しを行っていくことで、外部からの応援の受入体制をあらかじめ明確にして、首都直下地震を始めとする大規模災害発生時に、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

2 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法や防災基本計画において、地方公共団体があらかじめ地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとされた受援計画である。また、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月・中央防災会議幹事会）や「埼玉県広域受援計画」（令和6年3月・埼玉県）、「埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアル」（平成30年2月・埼玉県）と同様に、「新座市地域防災計画」を補完する下位計画として本市が実施する事項について、必要な事項を定めている。



3 本計画の基本的な考え方

- (1) 本計画は、「新座市地域防災計画」に規定する地震や風水害等の自然災害、大規模事故等の特殊災害に適用するほか、国民保護事案等に準用する。
- (2) 本計画は、被害規模が甚大で市単独での対応が困難である場合に適用する。
- (3) 本計画は、発災からおおむね1か月程度の初動期、応急対応期及び復旧期（初期）に適用する。
- (4) 本計画は、訓練での検証や先進自治体の事例等を踏まえて、定期的に見直しを行う。

4 応援を受け入れる上での心構え・ポイント

災害時の応援要請や受入れに関する心構えやポイントは、以下のとおりである。

●躊躇ない応援の要請

大規模災害発生時には、市職員だけで全ての対応を行うことは困難であり、市職員に過度な負担を強いることになるため、対応に必要な職員等を早期に確保することを念頭に空振りを恐れることなく、躊躇ない応援の要請を行う。

●災害マネジメントの重要性

災害対応業務には、将来を見通した予測や計画、業務の実施体制の整備などのマネジメントが不可欠であるため、災害対応のノウハウがある県の職員や総括支援チームの派遣を要請し、助言・指導を受けて対応する。

●応援職員等の受入れと管理・配置調整

応援職員等が行う業務を明確化し、応援職員等が到着後速やかに各業務に配置できるよう留意する。

●業務を任せきりにしない

受援対象業務は、応援職員等の意見や助言を尊重しつつ取り組むが、応援終了後は、市職員が主体となって対応しなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにしない。

●応援には終わりがある

応援職員等にいつまでも頼ることなく、被災した市職員や事業者等で対応できるよう体制を整える。

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（内閣府（防災））から部分抜粋

5 受援対象範囲

受援には、主に初動期、応急対応期、復旧期（初期）を対象にした「応援」（下図点線枠内。短期派遣（「新座市地域防災計画」では、第2編第3章に記載する期間。））と主に復旧期（中期以降）・復興期を対象とした「派遣」（下図点線枠外。中長期派遣（「新座市地域防災計画」では、第2編第4章に記載する期間。））が想定されるが、本計画は短期派遣（応援）に係る受援を対象範囲とする。

初動期・応急対応期・復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 <u>応援期間は短期間</u>であり、<u>応援職員は身分の異動を伴わない。</u> なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間（67条）、市町村長等と都道府県知事等の間（68条）、都道府県知事等の間（74条）の応援	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など
	相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 <u>応援期間は基本的に短期間</u>であり、<u>応援職員は身分の異動を伴わない。</u> 【根拠】各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等	【想定業務】 協定に規定されている業務
復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための<u>中・長期派遣</u>として熊本地震においても実施された。 <u>派遣期間は原則として長期</u>にわたり、<u>派遣職員の身分の異動を伴う</u>（派遣先の身分と併任）。 【根拠】地方自治法第252条の17第1項	【想定業務】 災害査定等の社会 基盤施設復旧業務 （道路等の災害復旧）など

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））を基に作成

【参考】災害対策基本法における応援と派遣の差異まとめ

	応援	派遣
性質	マンパワーとしての人員に着目するが多い	職員個人の有する技術、知識、経験等に着目
期間	短期	原則として長期にわたる
事務	災害応急対策を実施するために必要なこと	災害応急対策又は災害復旧に関し必要なこと
身分	身分異動を伴わない	派遣先の身分と併任
指揮、監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る	個人的に派遣先に分属する

災害対策基本法 逐条解説より部分抜粋

6 計画の発動及び解除

大規模災害が発生した場合において、本計画の発動及び解除に係る権限、要件等を次のとおり定めて行う。

(1) 要件

被害状況に鑑み、市の人的・物的資源が不足し、外部からの応援を必要とする際に発動する。

(2) 発動の権限者

本計画の発動は原則、災害対策本部長（市長、以下「本部長」という。）の判断により行う。なお、本部長が事故等により不在の場合は、副本部長の副市長、教育長の順で本部長の代理を務める。

なお、副本部長も不在の場合、危機管理監が代行する。

本部長の代行順位

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	危機管理監

(3) 解除

災害の応急対策業務がおおむね完了し、本部長が外部からの応援（短期派遣）を要しないと判断した場合、本計画の発動を解除する。

7 新座市が締結している相互応援協定

本市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、他の地方公共団体（表1－1参照）や民間団体、物資供給事業者等（資料編参照）と災害時における相互応援に関する協定や災害時協力に関する協定を締結している。

本市は、これらの協定に基づき、主に人員派遣や物資提供等の要請を行う。

(1) 相互応援に関する自治体間協定

（表1－1）

協定の名称		締結先
1	埼玉県・市町村人的相互応援制度	埼玉県、県内全市町村
2	災害時相互応援に関する協定書（四市協定）	朝霞市、志木市、和光市
3	災害時における五市相互応援に関する協定（五市協定）	所沢市、東村山市、清瀬市、東久留米市
4	西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定	西東京市
5	練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書	練馬区
6	災害時における相互応援に関する協定書	那須塩原市
7	災害時における相互応援に関する協定	十日町市
8	災害時相互応援に関する協定	日立市、小山市、東村山市、豊川市、安城市、西尾市

(2) 民間事業者等による災害時協力に関する協定

民間事業者は、自治体では手の届かないサービスや資機材を有しており、発災時には応援要請が不可欠となる。現在、本市と民間事業者との間で、様々な種類の協定を締結しており、災害時の応急対策を円滑に遂行するため、本市は協定書に基づき、協力を要請する。

≪資料編3 新座市が締結している相互応援協定・応援協定の内容≫参照

8 応援要請の根拠となる法令等

地方公共団体等に対し応援を要請する際の根拠となる法令を表1－2のとおり示す。

応援内容と法令（表1－2）

応援種	要請内容	要請先	法令
人的支援	地方公共団体への職員派遣	市→各地方公共団体	災害対策基本法第5条の2
			災害対策基本法第8条第2項第12号
			災害対策基本法第67条
			災害対策基本法第68条
	緊急消防援助隊の派遣	市→埼玉県南西部消防局	消防組織法第44条第1項
	警察災害派遣隊の派遣	市→新座警察署	警察法第60条第1項
	自衛隊の派遣	市→県 ※県の要請を待ついとまらない場合、市→第32普通科連隊	災害対策基本法第68条の2
物的支援	物資・資材の供給要請	市→民間団体	・災害対策基本法第49条の3 ・災害時協定
	物資・資材の供給要請	市→県	災害対策基本法第86条の16

《資料編》8 関連法令等 参照

第2章 受援体制

1 基本的事項

本市単独では十分な災害応急対応を実施できない場合、**総括班**は災害対策基本法第67条及び第68条の規定に基づき、国や県、協定締結自治体等に応援要請を行う。また、協定等を締結する民間事業者に応援を要請する場合は、支援内容により各活動班が行う。いずれの場合も、応援の受入に係る総合調整業務は、**受援班**が行う。

応援要請については書面で行うことを原則（いとまがない場合、電話等を行い、後日書面の取り交わしを行う。）とし、協定や要綱等で定められた様式を使用するが、様式の定めがない場合は、**資料編** 2 要請書（様式第1号）を使用する。

また、応援の受入に当たっては、表2-1の点について配慮し、応援団体が円滑に活動できるよう**受援班**のほか関係する班は、受入の環境を整える（4 応援団体に対する後方支援で後述）。

応援の受入に際し配慮する事項（表2-1）

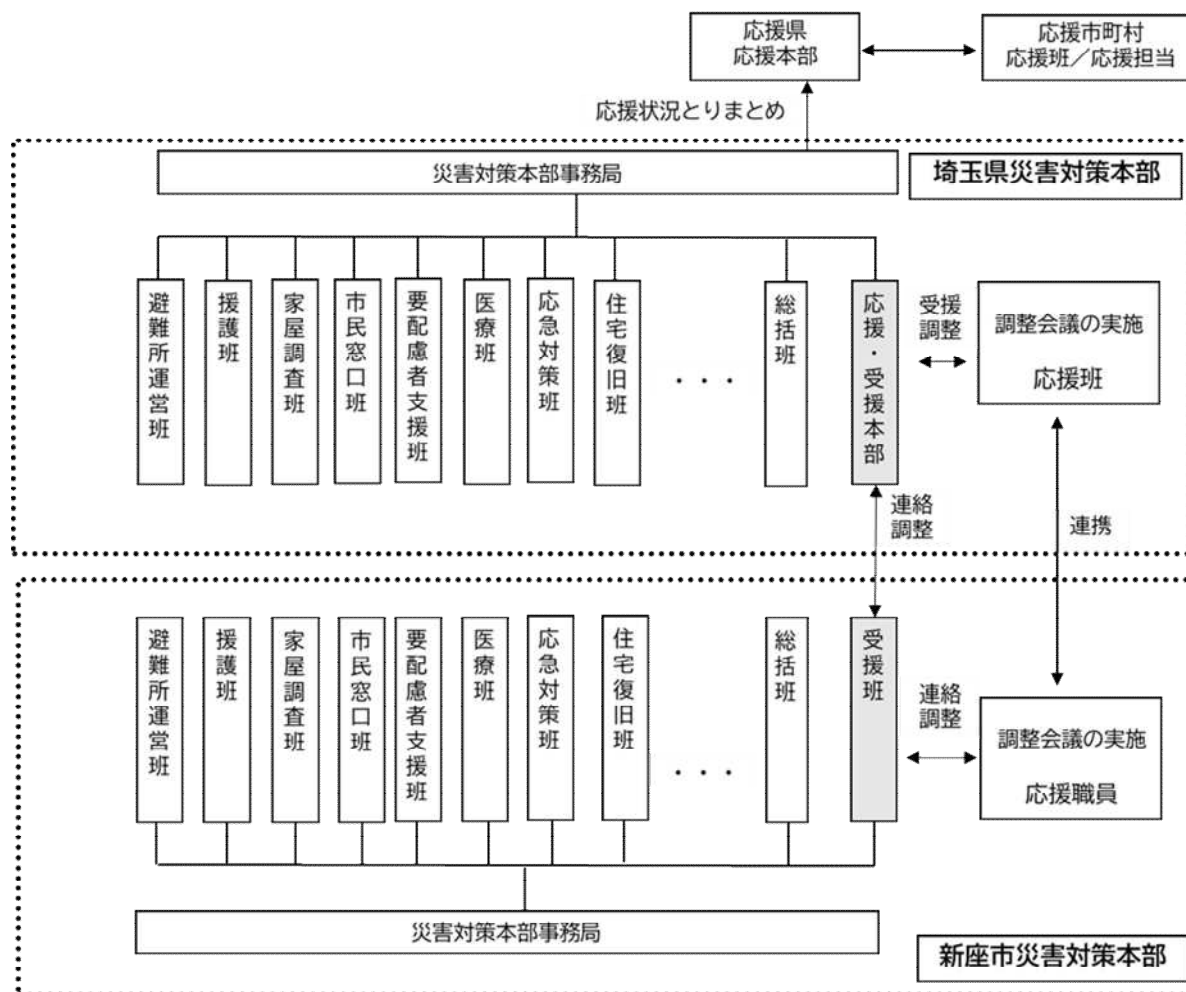
項目	備考
スペースの確保	・執務スペース ・待機、休憩スペース ・駐車スペース等
資機材の提供	・文具、パソコン端末等 ・感染症対策に必要な物資
執務環境の整備	・机、いす、インターネット回線等
宿泊場所	・避難所とならない公共施設のリスト提供 ・市内及び近隣の宿泊施設紹介

2 体制及び担当業務

大規模災害時には様々な枠組みにより人的・物的支援が行われるため、被災市町村では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。

本市における受援に関する体制図及び担当業務は、図2-2、表2-3のとおりである。

体制図（図2-2）



「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））を基に作成

担当業務（表 2－3）

活動班	業務内容
受援班	ア 市職員の参集状況の取りまとめ イ 各班の受援ニーズ（資源の過不足状況）の把握・取りまとめ ウ 応援要請に係る庁内調整 エ 各班の受援状況の把握・取りまとめ オ 応援団体との調整（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（※1）受入れ、応援調整） カ 応援側リエゾン等との調整会議の設置・運営（全体調整） 被害状況や受援ニーズ等の情報等を提供する。 キ 災害対策本部本部員会議等への参加機会の提供 ク 宿泊スペースや食料・飲料水等の確保 原則、応援団体に自己調達を要請するが、調達できない場合は、庁舎会議室等の提供や災害対策本部内での物資調達を行う。また、必要に応じて管財班及び援護班と調整する。 ケ 執務・休憩スペースの提供 必要に応じて管財班と調整する。
その他班 （※2）	ア 班内の過不足資源の把握、受援班への報告 イ 庁内職員と応援職員の業務分担の明確化 ウ 定例ミーティングの主催（個別業務調整） エ 業務に必要な作業スペース、資機材、情報等の提供 必要に応じて総括班や受援班、管財班と調整する。

その他班（※2）は、受援担当者として副課長級又は係長級の職員を含めて2名以上配置する。なお、副課長職と係長職を兼ねている場合や同職が不在の場合は、課長級職員を除き可能な限り職位の高い職員を1名以上含めるよう努める。

※1 大規模災害発生時に、国（国土交通省）から被災地に派遣され、災害対策の支援を行う職員（以下「リエゾン」と表記。）

※2 「その他班」は、総括班と受援班以外の班を示す。

3 受援対象業務の選定

非常体制における各班長は大規模災害発生時、「新座市地域防災計画」及び「新座市災害時活動マニュアル」に基づき、受援が必要となる業務を抽出し、整理する。また、各所属長は、「新座市大規模災害業務継続計画」に基づき、継続する業務と休止する業務を分け、受援を必要とする業務を判断する。

4 応援団体に対する後方支援

外部から来た応援団体に対し、情報や施設、資機材等を継続的に提供することで、その活動を支援する。具体的に想定する内容は、次のとおりである。

(1) 情報

情報班は、災害対策本部事務局内で集約した情報を**受援班**等と協力の上、応援団体の活動に必要な情報の提供を行う。収集を行う情報の分担は表2-5のとおりとする。

情報収集内容と担当班（表2-5）

情報収集内容	担当班
受援ニーズ	受援班
通信に関する情報	情報班
道路啓開情報（緊急輸送道路）	応急対策班
電力・燃料供給情報、資機材確保情報	管財班
食糧・生活必需品確保情報	援護班

(2) 休憩・宿泊施設

応援団体の休憩場所は原則、本庁舎3階ふるさとハローワークや庁舎内の空き会議室とするほか、近隣の公共施設の活用を検討する。また、宿泊場所については原則、応援側で確保することとするが、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を事前に想定しておく。応援側から情報提供を求められる場合に備え、**受援班**は、ホテル、旅館、公共施設等宿泊場所として活用可能な施設等を把握し、リスト化に努める。

(3) 資機材・情報インフラ

応援団体に提供する資機材は、**管財班**が提供する。また、事務処理や情報

収集等で使用するパソコン端末やインターネット回線は、**情報班**が整備し、提供する。

5 費用負担

(1) 基本的事項

受援の際に発生した費用については原則、本市が負担する。

なお、法令と別に定めのある場合又は個別の協定等により定めのある場合は、その定めに従う。

(2) 災害救助法

被害の程度により災害救助法（以下「救助法」という。）が適用される場合、救助に要した費用の全部又は一部は、埼玉県が支弁する。ただし、救助法が適用された場合でも、経費の種類により支弁の対象外となるケースがある。表２－６、表２－７に救助法の主な対象経費及び非対象経費を記載する。

災害救助法対象経費（表２－６）

救助の種類	実施期間	適用例・備考
避難所設置及び運用	７日以内	・ 人件費 ・ 消耗品費 ・ 仮設トイレのし尿くみ取り費
炊き出し等食品提供	７日以内	・ 材料費 ・ 人件費
応急給水	７日以内	・ 人件費 ・ 給水車の燃料費 ※給水車の水自体は、原則対象外
物資集積拠点運営	救助の実施が認められる期間以内	・ 人件費 ・ 出張等の旅費
労務者雇上げ	救助の実施が認められる期間以内	・ 人件費 ・ 出張等の旅費
医療	１４日以内	・ 薬剤費
輸送	救助の実施が認められる期間以内	・ 人件費 ・ 燃料費

災害救助法の非対象経費（表２－７）

種類	備考
災害対策本部設営	応急救助と性質が異なるため対象外
災害廃棄物処理	
被災者生活支援	

※災害救助法の適用詳細については、新座市地域防災計画第２編「第１１ 災害救助法の適用」参

6 長期化への対応

大規模災害発生時には、膨大な応急・復旧業務を行う必要があるため、対応の長期化が想定される。

特定の職員に負荷が偏らないよう十分配慮しつつ、業務内容や経緯を把握している職員が不在にならないよう、その他班は業務の継続性を意識したローテーションを行う。

また、受援業務が短期間で終わらないと判断した場合、中長期的派遣として地方自治法を根拠とした職員派遣に切り替える。

7 防災拠点

本市は、市庁舎を始め、災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置付け、整備している。表２－８のうち、救援物資備蓄機能・集配機能、活動要員集結機能のある拠点を受援の拠点として活用する。

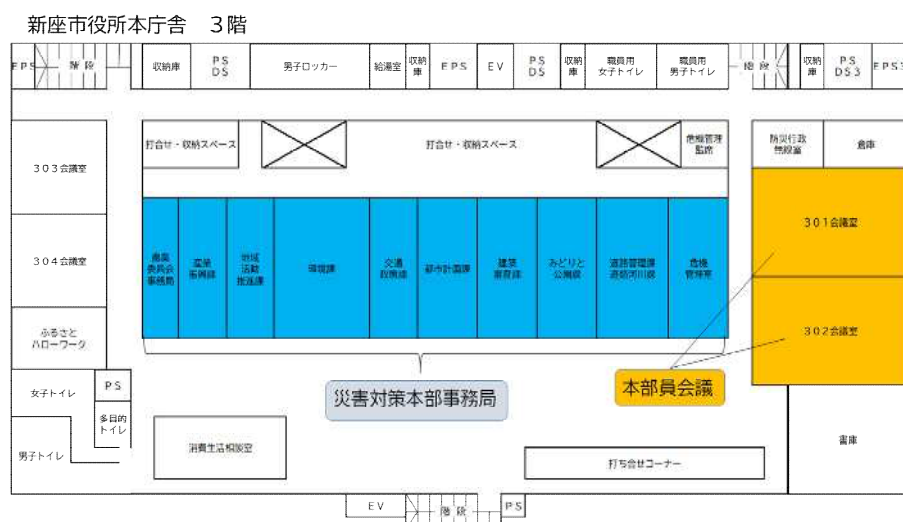
また、図２－９のように、災害対策本部事務局を本庁舎３階執務スペースに設置し、災害対策本部本部員会議を本庁舎３階３０１・３０２会議室に設置する。応援職員や対応業務の増加によりスペースが不足する場合は、打合せスペースの活用も検討する。

なお、リエゾンや応援チーム本部の執務スペースは、受援班の近くに配置することを前提とするが、どの場所を使用するかについては、拠点となる施設の被害状況に応じて柔軟に対応する。

市の防災活動拠点（表２－８）

防災活動拠点	救援物資		活動要員 集結機能	避難所	備 考
	備蓄機能	集配機能			
本庁舎	○ 市職員		○ 市県職員		災害対策本部の 事務局、本部員会議
第二庁舎					災害対策本部の 代替候補地第１位
新座消防署					災害対策本部の 代替候補地第２位
指定緊急避難場所	○ 市		○ 市職員	○ 32 か所	41 か所のうち 32 か所は兼避難所
指定避難所	○ 市		○ 市職員	○	32 か所全て 兼避難場所
市民総合体育館	○ 市	○ 市	○ 市職員	○	サッポロアリーナが 市物資輸送拠点
総合運動公園			○ 外部団体		救助活動拠点候補地 消防庁・警察庁
馬場運動場			○ 外部団体		救助活動拠点候補地 消防庁・警察庁
新座防災基地	○ 県	○ 県代替地			県広域物資拠点の 代替地
新座柳瀬高校	○ 市・県		○ 市職員	○	県の防災拠点校

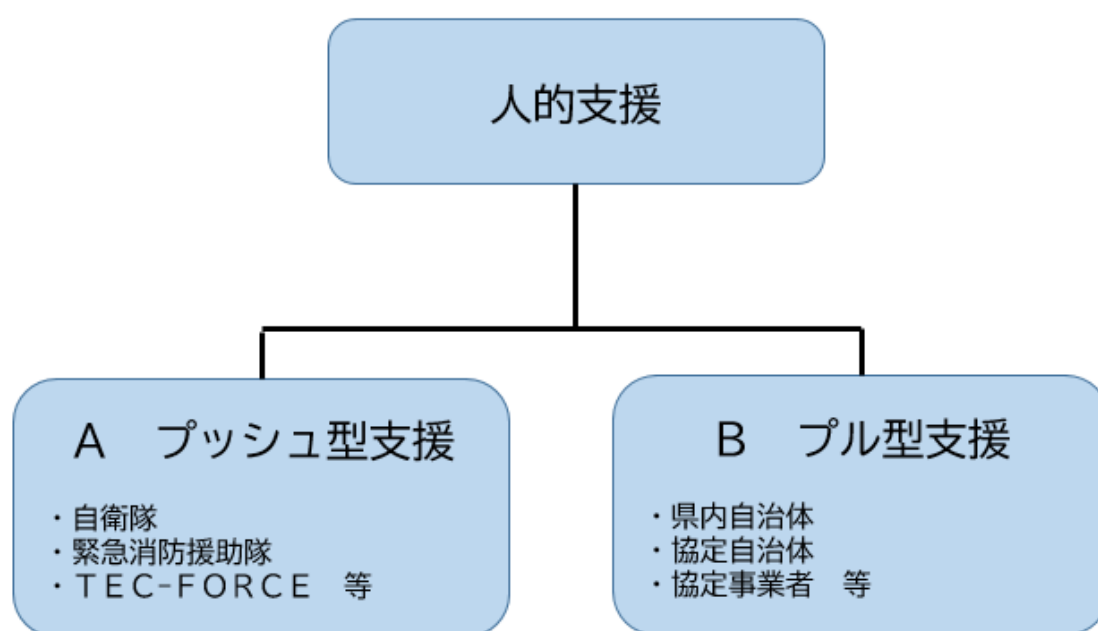
市役所本庁舎３階レイアウト（図２－９）



第3章 人的支援の受入れ

受入体制

大規模災害発生時に国や県、地方公共団体等による外部からの人的支援を受けるに当たり、ニーズを待たずして派遣される「プッシュ型支援」と、ニーズを取りまとめ、要請を行うことで派遣される「プル型支援」が存在する。本章では、プッシュ型支援とプル型支援の2つの支援に分けて受入体制を記載する。



A プッシュ型支援

1 基本的事項

本市は、大規模災害発生時に緊急消防援助隊やその他応援部隊（以下「応援部隊等」という。）の派遣を速やかに要請し、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、県と連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして応急活動を実施する。

また、これらの応援は、被災者の人命救助に大きく影響するため、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、本市からの要請がなくとも、震度情報等によってリエゾン等が派遣される。

国からの主な応援部隊は、表3-1のとおりである。

応援部隊と活動内容（表３－１）

名称	活動内容	管轄
(1)緊急消防援助隊	・ 消火活動 ・ 人命救助 ・ 傷病者の応急処置、救急搬送 ・ 情報収集等	消防庁
(2)警察災害派遣隊	・ 被災者の救出活動 ・ 緊急交通路の確保 ・ 検視	警察庁
(3)自衛隊（災害派遣部隊）	・ 人命救助 ・ 搜索救助 ・ 情報収集 ・ 物資輸送 ・ 道路啓開 ・ 消防及び水防活動 ・ 応急医療及び救護、患者搬送 ・ 給水、給食支援 ・ 入浴支援	防衛省
(4)TEC－FORCE （緊急災害対策派遣隊）	・ 緊急輸送路の確保 ・ 緊急湛水排除 ・ リエゾンの派遣 ・ 衛星通信車等の派遣による通信網確保 ・ 災害復旧に関する技術指導や助言 ・ 排水作業 ・ 道路啓開 ・ 二次被害の防止（応急対策の立案・実施、被災箇所の危険度予測）	国土交通省
(5)DMAT（災害派遣医療チーム）	・ 応急医療（現地治療等） ・ 病院支援 ・ 地域医療搬送	厚生労働省
(6)DPAT（災害派遣精神医療チーム）	・ 精神保健医療 ・ 病院支援	厚生労働省

2 応援部隊等の概要

表 3 - 1 に記載した応援部隊等の概要は、以下のとおりである。原則、これらの部隊はニーズを待たずして派遣されるが、市から応援要請を行う場合の方法についても示す。

※ 応援要請の根拠については、表 1 - 2 参照

(1) 緊急消防援助隊

被災地の消防機関では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために創設された部隊

《派遣要請を行う場合》

本部長又は本部長から委任を受けた埼玉県南西部消防局長は、被害そのほかの状況により必要があると認めるときは、県知事に対し派遣要請を行う。

(2) 警察災害派遣隊

大規模災害発生時に、全国の警察から被災地に派遣され、災害対応を行う部隊。宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する「即応部隊」と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に、長期間にわたり派遣される「一般部隊」により構成される。

《派遣要請を行う場合》

埼玉県公安委員会（県本部（警察本部））が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行うため、本市では新座警察署を通じ派遣要請を行う。

(3) 自衛隊（災害派遣部隊）

大規模災害発生時に地方公共団体と協力し、自衛隊法に基づき様々なメニューで支援を行う部隊

《派遣要請を行う場合》

自衛隊の要請は原則、県知事が行うことから、本部長は、応急措置を講ずるために必要があると認めた場合、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。ただし、通信の途絶により県知事との連絡が不能な場合や、緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合、本部長は、防衛大臣又はその指定

する者に要請し、知事からの要請を待たずに部隊の派遣を要請することができる。

※ 本部長から直接派遣要請を行う場合、原則、陸上自衛隊第32普通科連隊に対し行う。

(4) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

Technical Emergency Control の頭文字をとって表した名称。大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行う部隊

《派遣要請を行う場合》

本市と関東地方整備局との「災害時の情報交換及び支援に関する協定」に基づき、関東地方整備局へ行う。

※消防機関の能力を大きく上回る排水作業のほか道路啓開、公共土木施設災害復旧事業における技術的支援において、積極的な要請を行う。

(5) DMAT

Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって表した名称。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

(6) DPAT

Disaster Psychiatric Assistance Team の頭文字をとって表した名称。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム

※ DMAT及びDPATの調整については主に県が行うことから、市からの派遣要請は想定しない。

3 応援部隊等の受入れ

(1) 基本的事項

応援部隊等は、進出拠点（被災地に進出するための目標とする拠点）を介し、救助活動拠点に移動する。本市は、あらかじめ定めた救助活動拠点候補地において、警察庁、消防庁等の応援部隊を円滑に受け入れる。

「新座市地域防災計画」に定める本市の救助活動拠点候補地（表 3 - 2）では警察庁、消防庁の候補地となっているが、両団体が必ず本市で活動するとは限らず、救助活動拠点候補地の状況に応じて、自衛隊等の受入れも同様に行う。

救助活動拠点候補地（表 3 - 2）

場所	所在地	活動主体
総合運動公園	本多 2-8-16	警察庁、消防庁
馬場運動場	馬場 4-8-56	警察庁、消防庁

(2) 本市の受入れ対応

応援を受け入れる本市の対応については、表 3 - 3 のとおり。住宅復旧班は、発災後、早期に候補地を巡回するとともに被害状況を把握し、情報班及び受援班へ報告する。

各担当班の受入れ業務内容（表 3 - 3）

市災害対策本部事務局	
担当班	業務内容
<u>総括班</u>	・ 県災害対策本部に対して、市内の被害状況を報告し、必要に応じて救助要請を行う。 ・ 各応援団体の活動地域や活動内容を調整するため、必要に応じ合同調整会議（関係機関や団体を交えた会議）を主催する。
<u>受援班</u>	・ <u>住宅復旧班</u>と協力して、県災害対策本部と救助活動拠点候補地における応援部隊の受入調整を行う。 ・ 応援団体のリエゾンを受入れ、<u>情報班</u>等と協力し、リエゾンを通じて市内の被害状況等を提供する。 ・ その他必要な事項について、県災害対策本部と調整を行う。
<u>その他班</u>	・ 人員に余力がある場合、<u>総括班</u>及び<u>受援班</u>のサポートを行う。

4 保健医療救護活動

(1) 基本的事項

大規模災害発生時には、市内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による機能の低下により、市内の医療機関だけでは医療救護活動を十分に実施できないことが想定される。そのため、**医療班**は、必要に応じ外部の医療活動団体に応援を要請するとともに、「新座市災害時医療救護マニュアル(仮)（保健センター作成）」を参照し、医療従事者を円滑に受け入れる。

(2) 医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）への要請

医療班は、必要に応じて、三師会との協定に基づき編成される医療救護班の派遣を要請し、傷病者の応急処置等必要な措置を講じる。

また、医療救護活動の方針策定に係る顧問として、新座市災害医療コーディネーターの市対策本部への常駐要請を検討する。

(3) 応援の受入れ

ア．状況把握

医療班は、市内及び近隣の病院の被害や稼働状況等を把握するため、E M I S（広域災害救急医療情報システム）の確認や三師会及び朝霞保健所と情報共有を行う。

イ．医薬品の確保

治療等に必要医薬品は、原則、各病院が編成した医療救護班が携行するもののほか、**医療班**は、必要に応じ三師会と協力し市内薬局等から医薬品を調達する。

(4) その他

災害医療の特徴として、発災後の時間経過とともに医療ニーズの内容が変化し、発生直後の初動期には、救助と一体となった医療が求められるとともに、外傷や熱傷などの外科的傷病者が多く発生する。また、重症傷病者を被災地外へ医療搬送する可能性も生じる。三師会との協定に基づき編成される医療救護班は、消防局と連携を図り、トリアージ（傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先度を決定すること）を実施し、**医療班**はそのサポートを行う。

B プル型支援

1 基本的事項

災害応急対策を実施する人員が不足する場合、まずは県内自治体の相互応援により対応し、それでも不足する場合は、県外の協定自治体等に応援を要請する。

応援職員を効果的に活用するため、応援が必要とされる業務及び必要人数を速やかに把握し、応援職員を的確に配置する。

2 受援対象業務

大規模災害発生直後に他都道府県及び他市町村の職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに所管する部局は、おおむね表３－５のとおりであるが、表に記載されていない業務についても（「新座市大規模災害業務継続計画」の非常時優先業務など）、受援の対象となり得ることに留意する。

受援対象業務と担当（表３－５）

業務の名称	担当部	担当班
災害対策本部の運営支援	危機管理室	総括班
避難所の運営等の支援	総合政策部他	避難所運営班
住家等の被害認定調査	財政部	家屋調査班
罹災証明書の交付	市民生活部	市民窓口班
災害廃棄物の処理	市民生活部	衛生班
食料、生活必需品の供給	総合福祉部他	援護班
医療、保健に関すること（被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等）	いきいき健康部	医療班
在宅の要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の把握及び応急対策	いきいき健康部他	要配慮者支援班
土砂災害危険箇所の緊急点検	まちづくり未来部	住宅復旧班
建築物及び宅地の応急危険度判定	まちづくり未来部	住宅復旧班
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理	まちづくり未来部	住宅復旧班
道路の調査、緊急輸送道路の確保	インフラ整備部	応急対策班
飲料水の供給	インフラ整備部他	給水班
下水道施設の一次調査、応急復旧（※）	インフラ整備部	下水道復旧班

※ 下水道施設が被災した際、本市単独での対応が困難な場合「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に要請を行う。

3 応援職員の受入れ

(1) 基本的事項

大規模災害発生時には、「埼玉県・市町村人的相互応援制度（※）」及び「埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアル」に基づき、県及び県内市町村から被災市町村に応援職員が派遣される。さらに、総務省が創設した「応急対策職員派遣制度（※）」や地方公共団体の各種相互応援協定に基づき、被災市町村に応援職員が派遣される。様々な枠組みによる応援が並行して実施されるため、受援ニーズの把握や応援職員を適切に配置するための調整を行う。

「埼玉県・市町村人的相互応援制度」 被災市町村が単独では災害対応業務に対応できない場合、県及び県内市町村が被災市町村に応援職員（彩の国災害派遣チーム）を派遣する制度

「応急対策職員派遣制度」 大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援するための職員の派遣の仕組み

(2) 支援の流れ

支援の流れについては、以下の図 3－6 のとおりとなる。

支援の流れ（図 3－6）

班／業務段階	その他班	受援班	総括班
支援要請	①支援要請の判断	②支援要請内容の集約 ③集約内容の報告	③の報告を受ける
支援準備	④支援の要請	⑤活動拠点や資機材の確保	
応援職員の受入れ	⑦業務内容の説明	⑥人員の受付・割振り	
業務の実施	⑧業務の管理・報告	⑧の報告を受ける	⑧の報告を受ける
支援の終了	⑨撤収要請の判断 ⑪撤収の要請	⑩撤収要請の集約	⑩の報告を受ける
その他（適宜）	人員の追加要請	人数調整・配置変更	

① 支援要請の判断

「その他班」は、「新座市大規模災害業務継続計画」に基づき、必要業務及び業務に必要となる人数の抽出を行い、必要支援の把握を行う。現有の人員・物資で業務を行うことが難しいと判断した場合には、支援要請シート（資料編様式第 2 号）により、「受援班」に要請を行う。

なお、「その他班」が「受援班」を介さずに外部からの応援を要請する場合は、「その他班」は「総括班」及び「受援班」に要請した内容を報告する。

② 支援要請内容の集約

↓
[受援班]は、[その他班]から受理した支援要請シート（[資料編]様式第2号）を取りまとめ、全庁的にどのくらいの人員・物資が必要か把握・分析する。

③ 集約情報の報告

↓
[受援班]は、②により得られた情報及び分析結果を災害対策本部員会議及び災害対策本部事務局（全庁）に報告する。

④ 支援の要請

↓
[その他班]は、[受援班]からの情報を基に、応援団体に対し要請を行う。要請の際には、以下の点を留意する。

- a 必要とする活動内容
- b 必要人数
- c 要請期間
- d 交通情報
- e 資格や経験の必要性の有無
- f その他応援団体に有益な情報

⑤ 活動拠点や資機材の確保

↓
[受援班]は、非常時優先業務に必要な活動拠点や資機材を確保する（表2-1参照）。被害状況により、[その他班]で保有する備蓄品を活用することを想定するが、必要に応じ[管財班]を通じ手配する。

⑥ 人員の受付・割振り

↓
[受援班]は、到着した応援職員の受付を行う。受付の際には、応援団体に以下の事項を記載してもらい、受付簿を作成する。

- a 活動団体名
- b 氏名
- c 連絡先
- d 宿泊場所

↓
また、各担当班から受理した支援要請シート（様式第2号）により、効率的な応援職員の割振りを行う。

⑦ 業務内容の説明

↓
[その他班]は、派遣された職員に対し、あらかじめ用意したマニュアル（※）により、業務内容や手順の説明を行う。

※[その他班]は、応援団体に対し、業務の説明を伝えるためのマニュアルを事前に作成する。円滑な受入れを行うために、平常時にも職員が活用できるマニュアルを整備することが望ましい。

⑧ 業務の管理・報告

↓
[その他班]は、業務の進捗を把握し、業務日報（[資料編]様式第3号）を作成した上で[受援班]に提出する。[受援班]は、提出された報告書を取りまとめの上、[総括班]に報告する。

⑨ 撤収要請の判断

↓
[その他班]は、受援対象業務の終了又は業務に対する人員不足の解消など、受援の必要がないと判断した場合、[受援班]へ報告する。

⑩ 撤収要請の集約

↓
[受援班]は、[その他班]から受けた撤収の要請判断を取りまとめ、[総括班]に報告する。

⑪ 撤収の要請

↓
[その他班]は、[受援班]と協議の上、撤収要請を決定した場合は応援団体と連絡を取り、受援の終了について要請する。

その他留意事項

- ・ [その他班]における応援対応の担当者は、業務開始前後でミーティングを行い、応援職員と情報共有に努めるとともにコミュニケーションを図る。
- ・ 人員の過不足が生じた場合、[その他班]は[受援班]に要請し、人数調整や配置変更等を行う。なお、調整を行ったにもかかわらず人員が不足する場合は、追加要請を行う。
- ・ 新たな応援職員に円滑な説明を行うため、交代する応援職員に対し、事務引継ぎシート（[資料編] 6-1 事務引継ぎシート（様式第4号））の作成を要請する。
- ・ 女性の応援職員に対しては、男女別に休憩スペースを分けることや更衣室を

設けること等の配慮を行う。

第4章 物的支援の受入れ

1 基本的事項

大規模災害発生時に、本市は、被災した市民を保護するため、飲料水、食糧、生活必需品及び医薬品等の物資について、迅速な調達及び供給を実施する。

また、外部から届く物資の円滑な受入れ体制を構築する。

被災者への物資供給体制として発災後3日間は、市の備蓄品及び県から輸送される物資を活用する。発災後4日目から7日目頃までにかけては、国からのプッシュ型支援が想定されるため、その受入れ体制を確保する。8日目以降は、プル型支援を想定した物資の要請・受入れを行う（図4-1）。

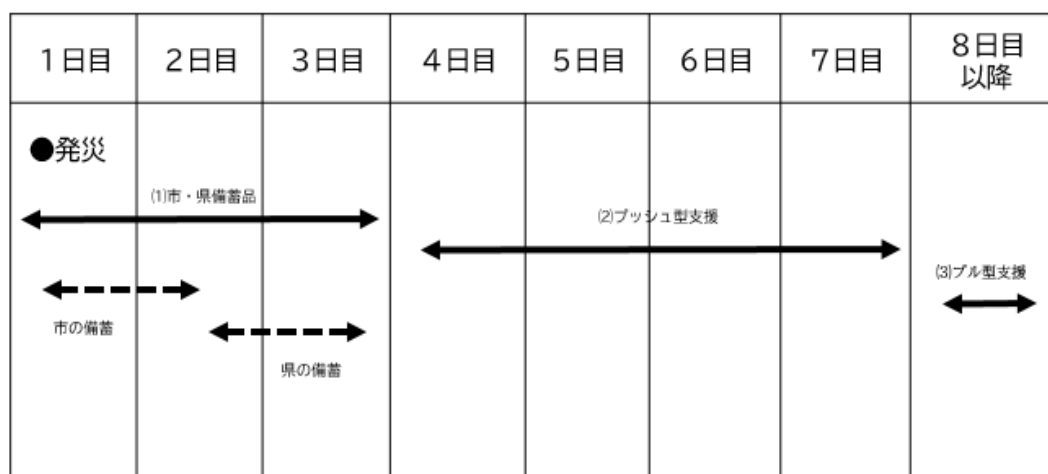
また、物資は、原則、県や民間事業者から、県の広域物資拠点（※）を経由し、市の地域内輸送拠点（※）に輸送される。なお、国等が広域物資拠点を経由せず、調達物資を地域内輸送拠点や避難所に輸送する場合があることに留意する。

広域物資拠点：国等からの物資の受入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点への輸送を行うために県が設置する拠点

地域内輸送拠点：広域物資拠点等から供給される物資を受入れ、避難所へ配送するために、市町村が設置する拠点（p.28参照）

政府の報告（令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート（令和6年6月））によると、令和6年能登半島地震では、被災した自治体職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であったとされていることから、これらの業務を民間の物流企業等に委託することを早期に検討する。

物資調達の目安（図4-1）



(1) 市・県の備蓄品（発災後おおよそ３日目まで）

本市は「新座市地域防災計画」に基づき、食糧及び資機材の備蓄を進めている。発災後３日目までの期間を目安として、市の備蓄倉庫から物資を避難所等へ供給する。

また、県も「埼玉県地域防災計画」に基づき、市町村を補完する立場から県民１．５日分の食糧を備蓄しているため、必要に応じ県に支援を要請する。

(2) プッシュ型支援（発災後おおよそ４日目から７日目まで）

国は、県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を発災後４日目以降、県の広域物資拠点へ届ける。届けられた物資は、市の地域内輸送拠点を介し、各避難施設に輸送される。届けられる物資の標準品目は、表４－２のとおりである。

国からのプッシュ型支援による物資８品目（表４－２）

①食料 ②毛布 ③乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク ④乳児・小児用おむつ ⑤大人用おむつ ⑥携帯トイレ・簡易トイレ ⑦トイレトーパー ⑧生理用品

(3) プル型支援（発災後おおよそ８日目から）

援護班は、避難所等から必要とされる物資について、避難所運営班を通じて把握し、取りまとめた上で県災害対策本部に要請を行う。県が調達した物資は、地域内輸送拠点に輸送される。

本市は、過剰な物資の管理に追われないよう、できる限り早期に必要な物資を取りまとめ、プル型支援に切り替える。

また、要請に際しては、避難所等からのニーズのミスマッチ解消や情報の一元管理を行うため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

2 地域内輸送拠点の開設・運営

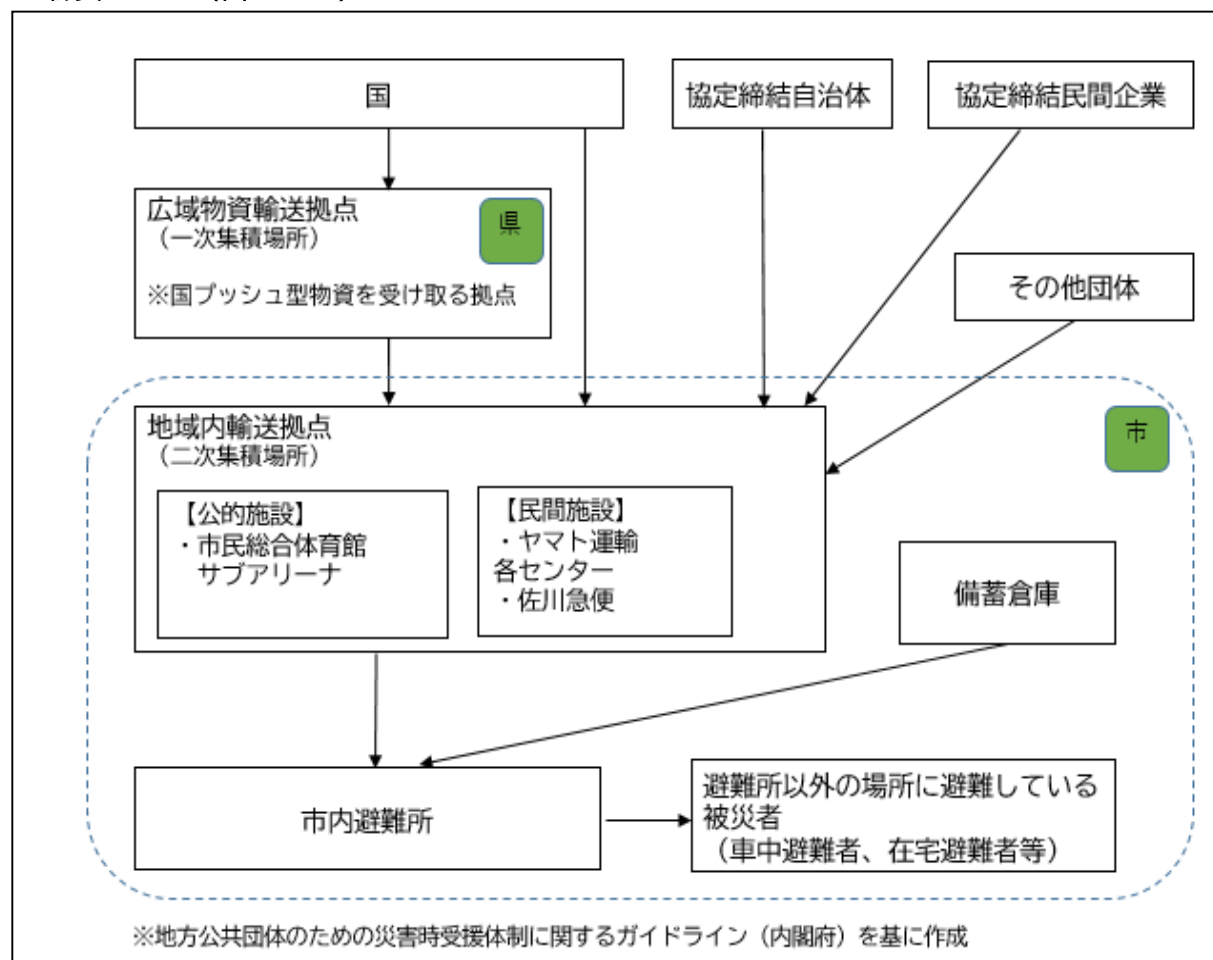
(1) 基本的事項

発災時に外部から輸送される物資等の円滑な受入れ及び適切な管理を行うため、地域内輸送拠点を定め、**援護班**が現地で開設・運営を行う。選定の際には、候補となる施設や施設周辺の被害状況の情報収集を行う。

(2) 物資の受入れ概要図

国、地方公共団体や民間企業から届く物資の流れ（フロー）については、図4-3のとおりとなる。

物資フロー（図4-3）



(3) 地域内輸送拠点の選定

地域内輸送拠点は、二次集積場所として、広域物資拠点（一次集積場所）から割り振られた物資のほか、協定を結んだ自治体や事業者からの物資が集められる。地域内輸送拠点の候補施設については、施設の被災状況と合わせて表４－４の基準を満たす施設が望ましい。表４－４を基に選定した候補施設は表４－５のとおり。

「大規模災害地震・津波災害応急対策対処方針」（内閣府 平成２９年１２月）による基準
（表４－４）

- ・ 国新耐震基準に適合した施設であること（昭和５６年６月１日以降に耐震補強工事を行った施設を含む）
- ・ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）
- ・ フォークリフトを利用できるように床の強度が十分であること
- ・ １２ｍトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ・ 非常用電源が備えられていること
- ・ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
- ・ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと

地域内輸送拠点 候補施設（表４－５）

施設名	所在地	官民区分	備考
市民総合体育館 サブアリーナ	本多2-1-20	公共施設	
ヤマト運輸 馬場営業所	馬場1-12-4	民間施設	協定
ヤマト運輸 菅沢センター	菅沢1-5-19	民間施設	協定
ヤマト運輸 本多センター	本多1-4-9	民間施設	協定
佐川急便練馬営業所	池田2-1-5	民間施設	協定

注１ 殿山運動場、野火止運動場、大和田運動場は、新座市地域防災計画内に災害廃棄物の仮置場として定めているため除外している。

注２ 候補地は、随時増やすことを検討する。

注３ 候補施設は、全て開設されるとは限らず、施設の被災状況等により開設されない場合がある。

地域内輸送拠点の運営は、**援護班**が行う。また、本市では、物流事業者（表４－７）と物資の輸送のほか、地域内輸送拠点の運営について協定を締結している。事業者の被災状況を確認の上、可能な限り要請を行い、効率的な拠点の運営を行う。拠点での役割分担は、表４－６のとおりとする。

なお、立地や面積により、拠点の運営方法が一律ではないことに留意する。

拠点での役割分担（表４－６）

担当	業務内容
拠点総括	・ 地域内輸送拠点の運営総括 ・ 対応方針の決定
情報管理	・ 市災害対策本部との連絡調整
物資等の出入管理	・ 物資等の受入れ ・ 受け入れた物資等の振り分け ・ 在庫の把握、管理
警備	・ 拠点の警備 ・ 車両誘導

3 物資の輸送体制

(1) 基本的事項

援護班は、要請を受けた避難所等に迅速かつ的確に物資を輸送するため、輸送手段の確保や適切な輸送ルートを選定する。

ア 輸送手段の確保

本市と協定を締結している物流事業者に協力を要請する（表４－７）。

また、発災直後のほか、小口等の個別で対応可能な案件は、機動性の高い公用車での輸送を実施する。

本市と協定を締結している物流事業者（表４－７）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐川急便株式会社 ・ ヤマト運輸株式会社 ・ 埼玉県トラック協会朝霞支部 |
|--|

イ 輸送ルートを選定

災害時に道路や橋は、被害を受け、通行止めとなることや、障害物除去、応急復旧、交通規制等が行われ、渋滞が発生することを念頭に入れ、選定を行う。また、**情報班**からの情報等を基に道路状況等をできる限り把握し、輸送者に情報提供を行う。

ウ 良好な輸送環境の確保

迅速・的確に物資輸送を行うため、以下の点に留意する。

(ア) 燃料

管財班は、燃料需要を取りまとめ、以下の順番で物資輸送車両及び緊急通行車両に対する燃料の優先供給を要請する。

《要請順位》

- 1 市の契約している燃料取扱事業者
- 2 県石油業協同組合朝霞支部
- 3 近隣市の中核ＳＳ（※）
- 4 県

中核ＳＳ（Service Station）：災害時に警察や消防等の緊急車両に優先給油を行うため、自家発電機や大型タンクを備えたガソリンスタンド

(イ) 道路啓開

道路状況が渋滞等により輸送に著しく支障を来す場合、**応急対策班**は新座警察署に協力を要請し、必要な交通規制及び警察車両による先導を要請し、輸送ルートを確保する。

(ウ) その他

応急対策班は道路状況を記した輸送先の地図を用意する。

(2) 物資の受入れ・仕分け

援護班は、物資輸送拠点に物資の到着を連絡し、受入れを要請する。また、物資輸送拠点に配置された人員は、避難所の収容人数や収容者のニーズを可能な限り考慮し、物資を仕分ける。仕分けの際には、梱包の外部に分かりやすいよう表４－８の事項を記載する。

- | | |
|---|----------------|
| a | 内容（中身） |
| b | 数量 |
| c | 賞味（消費）期限 |
| d | 提供を受けた団体名及び連絡先 |
| e | 確認した日付 |
| f | その他必要と判断した情報 |

(3) 物資の輸送実行

物資配分、輸送手段や輸送ルートに基づき、関係機関へ要請し輸送を実行する。実行後、**援護班**は、輸送状況の管理等を行う。

4 義援物資等の取扱い

(1) 義援物資

大規模災害発生時に義援物資は、不特定多数から一時的にニーズがないものも含めて多種、多量の物資が届くため、電話対応で混乱することや、物資拠点での集配効率が大幅に低下することが、過去の災害から予想される。そのため、個人からの義援物資の提供は原則受け付けしないこととし、義援金による支援をお願いする。

なお、スペースや人員の確保がされ、受入体制が整っている場合は、この限りでない。

(2) 義援金

義援金は、**出納班**が受付窓口を設置し、被災者に割り当てられるまでの間は、会計管理者の普通預金口座に預金する。

(3) 不要物資

災害時には、国、自治体、個人、企業、団体等から、ニーズの有無に関わらず不要な大量の物資が届くことに留意し、支援者の善意に配慮しつつ、物資の内容によっては、廃棄処分やリサイクルを検討する。

なお、廃棄・リサイクルを行う場合の調整は、**衛生班**が行う。

第5章 その他の支援の受入れ

1 ボランティアとの連携

(1) 基本的事項

大規模災害等発生時における被災者等の膨大なニーズに応えるには、行政のみでは十分な対応が困難であり、市の手が届きづらい部分にも柔軟に対応できるボランティアとの連携が必要不可欠となる。

本市は、社会福祉協議会、NPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動が展開できる体制を整備する。

(2) ボランティアセンターの開設

発災後、必要と判断される場合は、新座市社会福祉協議会（以下「新座市社協」という。）の協力による災害ボランティアセンターが、市役所第三庁舎で開設・運営される。また、ボランティアセンターに係る経費は、災害救助法の国庫補助対象となる（令和2年8月28日付け事務連絡「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」参照）ことから、事前に市と新座市社協で調整し、ボランティアセンターの開設・運営等に関する契約を行うことが望ましい。

なお、新座市社協とのボランティアに関する総合的な調整は、援護班を窓口とする。

(3) ボランティアの種類

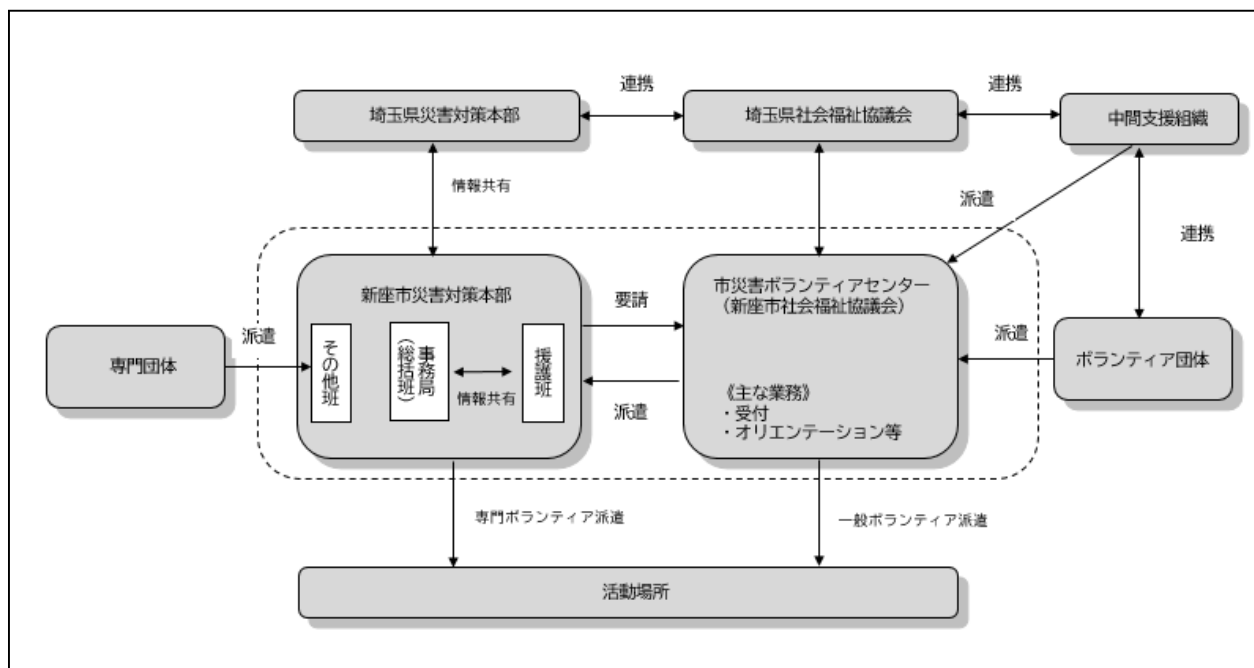
ボランティアは、特定の技術や資格を要さない「一般ボランティア」と医療や語学等の専門的な知識・経験を有する「専門ボランティア」に区分される。「一般ボランティア」の受入れは、新座市社協が対応し、「専門ボランティア」は災害業務に該当するその他班が対応する。また、一般ボランティアと専門ボランティアの間に入り調整を行う「中間支援組織」と呼ばれる団体も存在する。

ボランティアの主な活動や担当班は、表5-1、図5-2のとおりとする。

ボランティアの種類（表5-1）

名称	特徴	活動内容	所管
一般ボランティア	・ 専門的知識を有していなくても活動ができる ・ 年齢、性別を問わない	・ 屋内外の片付け ・ 日常生活の支援 ・ 炊き出し	新座市社会福祉協議会
専門ボランティア	職能を生かして活動を行う	医療	医療班
		通訳、翻訳	援護班
		応急危険度判定	住宅班
		要配慮者への支援	要配慮者支援班
中間支援組織	ボランティア団体間の調整を行う	・ ボランティアの派遣 ・ ボランティアセンターの運営支援	援護班

ボランティアの動き・受入れフロー（図5-2）



2 海外からの支援

海外からの人的・物的支援の申出があった際には、国の緊急災害対策本部等が窓口となり、被災都道府県に対して、当該支援ニーズの有無が確認される。

市（総括班）は、必要に応じ県対策本部に対し支援を要請する。その後、県対策本部は、市のニーズを把握した上で、必要に応じ当該支援を国に要請する。

海外からの支援の調整は、主に国が行うが、特に海外からの捜索・救助チームや医療チームは、被災地の地理、地形、事情等を把握していない。そのため、現地での活動については、市で調整を図り協力を行う。

3 その他団体（協定を締結していない団体等）からの支援

協定を締結していない団体から支援の申出があった場合、その他班の意見を集約した上で、支援の内容を精査し、必要とする支援かを受援班が判断する。支援を要請する場合は、表5－3の事項を伝達し、原則、文書（緊急を要する場合は電話）により依頼を行う。

なお、市が必要としない支援の内容だった場合は、善意に配慮しつつ支援を要請しないことを検討する。

要請時に伝達する事項（表5－3）

- | |
|-----------------|
| a 必要とする活動内容 |
| b 必要人数 |
| c 期間 |
| d 交通情報 |
| e 資格や経験の必要性の有無 |
| f 費用負担 |
| g その他応援団体に有益な情報 |

第6章 受援力向上のための平時からの取組

1 基本的事項

災害発生時に外部からの応援を受け入れるに当たり、平時から備えることが受援力の向上につながる。

職員の人事異動や機構改革等により、庁内組織は日々変化しており、平時から組織全体で受援力を上げる取組を行う。

2 受援計画の見直し

災害発生時に外部からの応援を円滑に受け入れるため、必要事項を定めた本計画の見直しを適宜行う。受援業務が想定される課は、受援用のマニュアルをあらかじめ作成することが望ましい。

3 訓練の実施

応援・受援の実効力を高めるためには、平時から顔の見える関係を構築することが大切である。そのために、職員向けの図上訓練等や実働訓練を行い、有事の際には円滑に行動できるようにする。

また、協定を締結している自治体や民間企業との訓練の実施も検討する。

実施した訓練のフィードバックにより問題点を抽出し、業務の改善を図る。

さらに、本市が被災していない場合でも、被災した自治体への応援派遣を行うことで災害対応の経験や知見を得ることが期待できるため、積極的に検討する。

4 災害時協定の見直し・拡充

市の締結する災害時における相互応援協定の定期的な見直しを行い、必要に応じ協定の再締結を行う。また、時代のニーズに合わせた新たな協定先を随時検討する。

5 人的・物的支援の資源管理

平時から市がどのくらいの人的及び物的資源を保有しているかを一元的に把握することが、発災時の迅速な対応につながる。そのために、必要な情報を集約・整理し、エクセル等によるデータ管理を行う。

なお、発災時には『応援・受援管理帳票（資料編様式第5号）』を活用し、資源管理を行う。

資料編

《項目》

- 1 事務分掌
- 2 要請書（様式第1号）
- 3 新座市が締結している相互応援協定・応援協定の内容
- 4-1 受援要請シート（様式第2号）
- 4-2 受援要請シート（記入例）
- 5-1 業務日報（様式第3号）
- 5-2 業務日報（記入例）
- 6-1 事務引継ぎシート（様式第4号）
- 6-2 事務引継ぎシート（記入例）
- 7-1 応援・受援管理帳票（様式第5号）
- 7-2 応援・受援管理帳票（記入例）
- 8 関連法令等

1 事務分掌（その1）

※令和7年3月時点

		職名	事務分掌
本部長		市長	1 防災体制、避難情報発令並びに災害対策本部の開設及び閉鎖の決定 2 災害対策活動に関する重要事項や活動方針の決定 3 本部員会議及び本部事務局の統轄及び職員指揮監督
副本部長		副市長 教育長	1 本部長の補佐 2 本部長に事故あるときの職務の代理
本部員		危機管理監 総務部長 総合政策部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いきいき健康部長 まちづくり未来部長 インフラ整備部長 会計管理者 教育総務部長 学校教育部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 新座消防署長 新座市消防団長	1 収集された災害情報に基づく各班の災害対策活動方針の検討 2 本部員会議における決定事項の命令指揮 3 現地等における指揮監督
班名		担当部署	事務分掌
危機管理監	総括班	危機管理室	1 防災体制の検討 2 本部員会議及び本部事務局の設置検討及び設置 3 本部員会議の運営 4 各班の総合調整及び連絡 5 気象情報の収集伝達 6 避難情報の発令の検討 7 避難所の開設及び統廃合の検討 8 防災行政無線等の運用・管理 9 消防団への出動要請及び状況の把握 10 災害情報・被害状況の総括取りまとめ 11 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめ 12 県災対本部への報告 13 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整 14 県、市町村及び防災関係機関との連絡調整及び協力・応援要請 15 自衛隊への災害派遣要請 16 災害救助法の適用申請
	情報班	総務課 人権推進室 情報システム課 デジタル市役所推進室	1 災害情報・被害状況・帰宅困難者発生状況等の収集 2 各班からの情報集約 3 情報の分類・整理・周知 4 本部員会議及び本部事務局の活動の記録 5 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 6 通信連絡体制の確保
総務部長	受援班	人事課	1 市職員及びその家族の安否確認 2 市職員の参集状況の管理 3 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 4 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 5 応援団体との調整 6 応援団体への支援 7 県受援本部及び県朝霞支部等との調整
	広報班	シティプロモーション課 秘書広聴課	1 市民、来訪者、帰宅困難者への避難情報の伝達 2 市民、来訪者、帰宅困難者への災害情報の広報 3 被災者への生活再建に関する情報の広報 4 報道機関に対する発表 5 報道機関との連絡調整、情報交換及び報道要請 6 関係防災機関との広報調整 7 視察者及び見舞者の応接
総合政策部長 副 監査委員 事務局長	避難所運営班	政策課 課税課（諸税係、個人市民税係） 納税課 保育課（放課後児童保育係） こども給付課 国保年金課 中央図書館 各公民館・コミセン 監査委員事務局	1 避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 2 統廃合決定後の撤収 3 避難所状況の把握、報告 4 地区防災拠点活動

1 事務分掌（その2）

※令和7年3月時点

班名		担当部署	事務分掌
財 政 部 長	管財班	管財契約課 財政課 公共施設マネジメント課	1 庁舎、その他市有建築物の被害状況の把握及び応急修理 2 本部会議及び本部事務局の設置 3 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 4 車両の管理、調達及び配車 5 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 6 災害対策関係予算及び資金の管理 7 国・県等への補助金等の申請
	家屋調査班	課税課 (資産税土地係、資産税家屋係)	1 住家等の被害認定調査
市 民 生 活 部 長	産業班	産業振興課 農業委員会事務局	1 農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策 2 商工業関係の被害状況把握、復旧対策 3 被災農家及び中小企業関係の融資 4 家畜の防疫 5 帰宅困難者対策 6 市内パトロール
	市民窓口班	市民課 各出張所	1 市民の相談対応 2 来庁者の対応、誘導 3 安否確認対応及び市民の安否情報の収集 4 電話交換業務 5 被災者生活再建支援制度に関する窓口業務及び申請関連業務 6 罹災証明書発行業務
	衛生班	環境課	1 し尿処理 2 ごみ処理 3 災害廃棄物処理 4 動物愛護対策 5 そ族昆虫駆除
総 合 福 祉 部 長	援護班	福祉政策課 地域活動推進課 生活支援課	1 食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送 2 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い 3 遺体の搜索、収容及び埋葬（火葬） 4 ボランティアセンターの開設及び活動計画の作成 5 ボランティア、労務者の受入れ体制の整備 6 ボランティア、労務者の派遣状況の把握 7 外国人への支援
未 来 こ ど も 部 長	保育班	保育課（運営支援係、入所係） 各保育園	1 園児の避難、救護及び保護者引渡し 2 保育施設の被害状況の把握、応急復旧 3 園児・職員健康管理 4 応急保育 5 保育園再開に向けた対応
い き い き 健 康 部 長	要配慮者支援班	長寿はつらつ課 障がい者福祉課 障がい者就労支援センター 児童発達支援センター 福祉の里 こども支援課 介護保険課	1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 2 被災者の避難場所への誘導 3 要配慮者利用施設の被害状況の把握 4 福祉避難所の開設・運営 5 福祉避難所の受入れ及び移送に関する調整
	医療班	保健センター	1 医療救護需要の把握 2 医療機関の被害状況の把握 3 医療救護所の設置 4 関係医療機関との連絡調整 5 防疫、保健衛生 6 食品衛生 7 要配慮者への医療支援 8 医療相談対応
ま ち づ く り 未 来 部 長	住宅復旧班	建築審査課 都市計画課 みどり公園課	1 被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定 2 住家の応急修理 3 住家内外の障害物の除去 4 公園の被害状況の把握、応急復旧 5 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等危険箇所又は被災箇所の現地確認及び警戒区域の設定 6 野外避難所の設営及び管理 7 応急仮設住宅に関する国、県との調整 8 応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理 9 応急仮設住宅としての民間建築物の調達 10 復興まちづくりに関すること

1 事務分掌（その3）

※令和7年3月時点

班名		担当部署	事務分掌
副インフラ整備部長 選挙管理委員会 事務局長	応急対策班	道路管理課 道路河川課 新座駅北口土地区画整理事務所	1 道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 警戒区域の設定 4 緊急輸送道路の確保 5 土木建設業者等との連絡調整
	給水班	水道業務課 交通政策課 生涯学習スポーツ課 （スポーツ・青少年係） 学務課（人事・学事係） 選挙管理委員会事務局	1 応急給水 2 飲料水の調達、管理
	水道復旧班	水道施設課	1 水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 給水源の確保 3 水道工事店等との連絡調整
	下水道復旧班	下水道課	1 下水道施設の被害状況の把握、応急復旧 2 市街地の排水対策 3 土木建設業者等との連絡調整
教育総務部長	教育施設班	教育総務課 生涯学習スポーツ課 （生涯学習係） 歴史民俗資料館	1 教育施設の被害状況の把握、応急復旧（放課後児童保育室含む。） 2 文化財の被害状況の把握、応急復旧
学校教育部長	学校班	教育支援課 学務課（保健給食係） 教育相談センター 給食調理員	1 児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し 2 児童、生徒及び教職員の被災状況の把握 3 児童、生徒及び教職員の健康管理 4 児童、生徒の教育相談 5 学校再開に向けた対応 6 応急教育 7 避難所運営支援 8 被災児童、生徒への学用品等の支給 9 炊き出し、衛生管理
会計管理者	出納班	出納室	1 災害対策関係予算に関する出納 2 義援金の受付・管理
議会事務局長	議会班	市議会事務局	1 新座市議会災害対策支援本部事務の補助 2 新座市議会災害対策支援本部の情報等の取りまとめ
班名等		事務分掌	
消防団		1 管轄区域又は隣接地区における災害防御活動 2 人命の救出及び救助 3 被災者の避難誘導 4 避難経路等の障害物の除去 5 危険物等の措置 6 排水活動並びに給水活動の協力 7 死者及び行方不明者の搜索 8 被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9 その他災害防御に必要な活動	
埼玉県南西部消防局		1 庁舎の保全 2 本部の設置・運営 3 市災対本部及び関係機関との連絡・調整 4 情報の収集・伝達 5 警防活動方針の決定 6 消防職員の動員及び消防団との連絡調整 7 消火活動の実施 8 救急・救助活動の実施 9 消防隊等の補強及び編成 10 警戒区域の設定 11 仮救護所の設置	

2 要請書

令和 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様
(防災部危機管理室 御中)

新座市長 並 木 傑

令和〇年××月△△日に発生した（災害の種類）について、下記のとおり応援職員を派遣していただきたく要請します。

記

1 要請内容

2 要請期間

3 その他

以上

担当 危機管理室 □□
連絡先 〇〇〇-××××-△△△△

3 新座市が締結している相互応援協定・応援協定の内容

※令和6年9月末現在

	協定事項	締結事業者	締結日
1	飲料水・生活水の供給	株式会社東京ドーム後楽園スイミングスクールひばりが丘	H10.4.1
2		大木伸銅工業株式会社	H3.12.1
3		サンケン電気株式会社	H3.7.1
4		株式会社トッパンフォトマスク	H3.12.1
5	自動販売機内の飲料の供給	株式会社伊藤園	H18.1.30
6		東京ヤクルト販売株式会社	H19.3.19
7		コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	H17.8.11
8		東京キリンビバレッジサービス株式会社	R6.6.25
9		大蔵屋商事株式会社	R6.6.25
10	食糧等調達	あさか野農業協同組合	H1.2.23
11		株式会社いなげや	H1.3.17
12		有限会社和か葉	H3.8.1
13		株式会社武蔵野フーズ	H3.6.1
14		株式会社不二家埼玉工場	H3.6.1
15		株式会社松屋フーズ	R5.8.22
16	(災害活動用資機材、)生活必需物資等の提供	株式会社セブンーイレブンジャパン	H28.11.25
17		株式会社カインズ	H30.11.23
18		北辰商事株式会社	R6.5.9
19	電力の供給	西武バス株式会社	R5.5.26
20	重機类等調達	株式会社鳴浜リース	H10.4.1
21	レンタル機材の提供等	日立建機日本株式会社	R4.8.22
22		株式会社アクティオ	R4.12.1
23	L P ガス調達	新座地区プロパンガス協会	H1.3.7
24		片山地区プロパンガス協会	H1.3.7
25	燃料等の提供	埼玉県石油業協同組合朝霞支部	H24.1.20
26	避難所における畳の提供	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28.1.19
27	災害時における住宅地図の支給等	株式会社ゼンリン	H30.5.31

28	医療の提供	医療法人社団武蔵野会新座志木中央 総合病院	H21.11.5
29		特定医療法人社団堀ノ内病院	H22.4.30
30		一般社団法人朝霞地区医師会	H27.12.12
31		一般社団法人朝霞地区歯科医師会	H27.12.12
32		一般社団法人薬剤医師会	H27.12.12
33	小動物等の救護活動	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部	H30.11.7
34		新座動物総合医療センター	R5.4.10
35	応急対策業務	新座市建設業防災協会（建築）	H18.4.20
36		新座市建設業防災協力会（土木）	H20.1.22
37		新座市造園業防災協力会（造園）	H18.5.23
38		新座市指定水道工事店防災協力会 （水道）	H18.5.23
39		埼玉県電気工事工業組合（電気）	H21.8.19
40		東京電力パワーグリッド株式会社志 木支社	H22.3.31
41	水道施設災害等発生時の応援業務	株式会社両毛ビジネスサポート	H31.2.7
42	避難スペース等の提供、災 害関連広告物の印刷	株式会社光邦	H26.11.27
43	避難スペース及び備蓄品の提供	前田道路株式会社武蔵野営業所	H29.2.15
44	施設等の提供	株式会社カインズ	R5.8.31
45		北辰商事株式会社	R6.5.9
46		ウェルシア薬局株式会社	R6.8.23
47	災害廃棄物の仮置場に係る 敷地提供等	株式会社ホープ	R4.4.15
48	情報の伝達	ヤフー株式会社	H29.6.12
49		株式会社ジェイコム東京	H21.9.29
50		株式会社コミュニティシェアFM	H23.5.24
51		東京ガス株式会社埼玉支社	H27.7.13
52	情報の収集・伝達	新座アマチュア無線クラブ	H10.3.1
53	相互協力及び情報共有	新座市内郵便局	H10.1.16
54	地域貢献型広告の設置	東電タウンプランニング株式会社埼 玉総支社	H28.10.4

55	避難施設に係る情報の提供	株式会社バカン	R3.8.20
56	無人航空機を活用した支援活動等	株式会社中野技術	R4.1.14
57	物資の輸送	佐川急便株式会社	H28.11.28
58		埼玉県トラック協会朝霞支部	H24.3.2
59		ヤマト運輸株式会社	H28.11.30
60	災害時の市内家屋の調査	埼玉県土地家屋調査士会	H31.2.18
61	災害時における登記等の法律相談	埼玉司法書士会	H27.7.24
62	災害時の行政手続き等の書類作成相談	埼玉県行政書士会	H29.11.22

令和 年 月 日 時

担当部名		電話番号 (内線)	()
担当班名		FAX番号	
受援担当者名		メールアドレス	

業務名		
活動内容		
職種	公共	
	民間	
資格・経験		
人数		
期間		
参集場所		
必要物資	種類	
	数量	
備考		

○データ入力者の記入情報

書類番号	入力者名	備考
------	------	----

様式第 2 号

4 - 2 受援要請シート(記入例)

令和 年 月 日 時

担当部署名	〇〇部	電話番号 (内線)	048-477-2502 (1348)
担当班名	××班	FAX番号	048-481-6748
受援担当者名	新座 太郎	メールアドレス	kikikanri@city.niiza.lg.jp

業務名		避難所運営業務
活動内容		・ 避難所運営の補助 ・ 避難所状況の把握、報告
職種	公共	
	民間	
資格・経験		必要なし
人数		5 人
期間		令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
参集場所		〇〇避難所
必要物資	種類	
	数量	
備考		

所属		担当者氏名	
		内線	
日時	従事内容		成果・問題点等
特記事項			
備考			

様式第 3 号

5 - 2 業務日報（記入例）

令和 年 月 日 時作成

所属 ××課		担当者氏名 新座 太郎 内線 ○○○○
時間	従事内容	成果・問題点等
令和○年△月× 日 午前 8 時 3 0 分	朝礼・ミーティング	応援職員に対し、本日訪問する被災宅を説明した。
	被害認定調査	午前は○○地域の被災宅を△件訪問した。同地域の傾向として、大規模半壊の世帯が多くを占める様子。
午前 1 1 時 3 0 分	一時帰庁	午前に訪問した住宅からは、判定に不服等の意見は出なかった。
休憩	被害認定調査	
午後 1 時 2 0 分		午後は□□地域の被災宅を×件訪問した。同地域は、比較的被害の少ない半壊未満の住宅が多かった。なお、被災者 A 氏が判定に不満であったため、同人宅については、後日再調査を行う。
午後 5 時 3 0 分	終礼・ミーティング	
特記事項	・ ○○市の応援職員 1 名が熱中症による体調不調を訴えたため、同職員は大事をとって午後の業務は行わなかった。	
備考	・ ○○地域の調査は□月△日頃終了予定	

【業務従事者記入欄】

団体名		電話番号	
氏名		メールアドレス	

活動業務名	
活動内容	
留意点	
備考	

【受援担当者記入欄】

担当課 担当班	
備考	
確認日	

書類番号	入力者名	備考
------	------	----

様式第 4 号

6-2 事務引継ぎシート（記入例）

令和○年△月××日 □時

【業務従事者記入欄】

団体名	〇〇市	電話番号	090-××××-〇〇〇〇
氏名	新座 太郎	メールアドレス	kikikanri@city.niiza.lg.jp

活動業務名	罹災証明書交付業務
活動内容	被災者に対し、罹災証明書を交付
留意点	・庁舎が倒壊したため、屋外での業務となった ・絶え間なく来客者がいる
備考	・屋外のため、防寒対策を行ったほうがよい

【受援担当者記入欄】

担当課 担当班	市民窓口班
備考	
確認日	令和○年□月△日

○応援側資源帳票

応援組織・応援個人名			
所在地			
担当者等情報	担当者連絡先	電話	FAX
	担当	メール	

No.	区分	内容	派遣先 送付先	出発予定（上） 到着予定（下）	派遣・送付手段	終了予定日
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
応援内容に基づく協定等（ある場合）						
有償の応援 （単価×数量を記入）						
備考						

○受援側資源情報

受信日時 月 日 時 分	受信部局・受信者名
受信者連絡先	
備考	

○データ入力者の記入情報

書類番号	入力者名	備考
------	------	----

様式第5号 7-2 応援・受援管理帳票（記入例）

○応援側資源帳票

応援組織・応援個人名	〇〇市 □□部 危機管理室
所在地	××県〇〇市△△1-1-1
担当者等情報	担当者連絡先 電話 △△-×××-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-△△△-×××× 担当名：△△ 一郎 メール：kikikanri@city.〇〇〇.lg.jp

No.	区分	内容	派遣先 送付先	出発予定（上） 到着予定（下）	派遣・送付手段	終了予定日
1	人的	職員 (男性〇名女性〇名)	新座市 災対本部	△月〇日	公用車	〇月△日
	△月□日					
2	人的	飲料水500ℓ	市民総合 体育館	△月〇日	〇〇運輸トラック (車両No.8623)	×月□日
	物的			△月×日		
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
	人的			月 日		月 日
	物的			月 日		
応援内容に基づく協定等（ある場合） ・ 〇〇市との災害時における相互応援協定						
有償の応援 ・ 飲料水 @100円（1ℓ）×500本＝50,000円 （単価×数量を記入）						
備考 ・ 職員△名まで派遣可能						

○受援側資源情報

受信日時 〇月 ×日 □時 ×分	受信部局・受信者名 新座市危機管理室 新座 太郎
受信者連絡先	048-477-2502
備考	

○データ入力者の記入情報

書類番号	入力者名	備考
------	------	----

8 関連法令等

●災害対策基本法

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない

十二 地方公共団体の相互応援及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第49条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条に

において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請(次項において「要請」とい

う。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該

市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(物資又は資材の供給の要請等)

第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災

害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指

定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な

物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第92条 第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の4の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

●災害救助法

(費用の支弁区分)

第18条 第四条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

●警察法

(援助の要求)

第60条 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

●消防組織法

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第44条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条から第44条の3までにおいて「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

新座市受援計画（本編）
令和3年3月策定
令和7年3月最終更新
編集 新座市危機管理室